

第4回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会

資料3

平成20年11月17日

情報公表・第三者評価等について

現行の情報公表・情報提供の仕組み①

(認可保育所に関する情報)

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課せられている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 (略)

2～4 (略)

5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第四十八条の三 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 (略)

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項

一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。)である場合にあつては、その旨

二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項

三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項

イ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間

ロ 保育所の保育の方針

ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数

ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあつては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法

ホ その他保育所の行う事業に関する事項

四 法第五十六条第三項の規定により徴収する額又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の額に関する事項

四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額

五 保育所への入所手続に関する事項

六 市町村の行う保育の実施の概況

② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

第一章 総則

4 保育所の社会的責任

(1) (略)

(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第六章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(1) (略)

(2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

現行の情報公表・情報提供の仕組み② (認可外保育施設に関する情報)

- 現行制度においては、認可外保育施設に対し、利用料、保育士等の配置数及び勤務体制、保険に関する事項等について、都道府県に対する報告を義務付けている。
- 都道府県知事は、必要と認める事項を取りまとめ、市町村長に通知するとともに、公表するものとされている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十三 その他施設の管理及び運営に関する事項

現行の情報公表・情報提供の仕組み③（認定こども園）

○ 現行制度においては、都道府県に対し、認定こども園を利用しようとする者に対し、施設の名称・所在地等を周知する義務が課せられている。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

（認定こども園に係る情報の提供等）

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要（当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。）についてその周知を図るものとする。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2（略）

（認定の申請）

第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）
- 四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）
- 五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2（略）

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号）

（法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項）

第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものの別
- 二 認定こども園の名称
- 三 認定こども園の長（認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。）となるべき者の氏名
- 四 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

現行の情報公表・情報提供の仕組み④ (子育て支援事業)

○ 現行制度においては、市町村に対し、子育て支援事業に関する必要な情報提供の義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第六章 保護者に対する支援

3 地域における子育て支援

(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

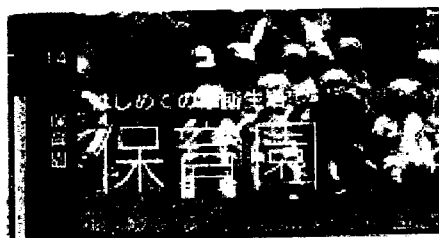
市町村による情報提供の例①（金沢市）



金沢子育てお役立ちBOOK コンテンツ

金沢子育て夢ステーション	4	▶
親子の遊び場、集いの場	6	▶
金沢市教育プラザ高樫	8	▶
妊娠・赤ちゃん	10	▶
保育園	14	▶
託児	24	▶
幼稚園	34	▶
相談	40	▶
助成	44	▶
グループ	48	▶
育休・再就職	50	▶
子どもの障害	52	▶
ひとり親	54	▶
子連れスポット	56	▶
体験・参加	72	▶
小学生	76	▶
市子育て支援体系	79	▶
INDEX	80	▶





保育園は、保護者の仕事や病気などのため家庭で保育することができない場合に保護者に代わって乳幼児の乳幼児を保育する児童福祉施設です。金沢市には112カ所の保育園があり、その内訳は市立13カ所、私立98カ所、私立1カ所です。保育園への入所決定、保育料決定はすべて金沢市でおこなわれています。

保育園とは

- 管 轄** 厚生労働省
- 目 的** 日々保護者に代わって児童を保育すること
- 入所対象児** 保護者の就業・病気などの事情により、家庭で保育することができないと認められた0歳から小学校入学前の児童
- 開 所 時 間** おおむね7:00～18:00まで
- 保 育 時 間** 原則1日8時間
- 申 込** 10月から年度当初からの入所申込み時期。年度途中からの申込みは、定員に余裕があれば随時受け付けます。手続きは直接希望の保育園へ

【保育料】

- ▼同一世帯で2人以上入所されている場合
 - ・第2子については、その2分の1相当額（第1子、第2子が共に3歳未満のとき第2子は3分の1相当額）
 - ・第3子以降については無料になります
- ※幼稚園、認定こども園、金沢こども医療福祉センター、くれよんはろす、同なかよしはろすに入所・通所している場合も保育料算定対象人数に含まれます。
- ▼所得税と市民税の非課税世帯で、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のある世帯の場合は、申請により保育料が免除（PS4参照）
- ▼疾病により連続して半月以上欠席した場合、減免あり

この「3人同時入り」の特典は、1歳から1歳7ヶ月までの間に、3人同時入所できる場合に限ります。



県こども福祉課 図220-2299

こどもすくすくランド

「保育園ってどんなところ？」子どもの健やかな成長、家族の大切さ、子育ての楽しさについて、市民の理解を深めることを目的に開催される年に1度のイベントです。市内の全保育園が、園紹介や子育くろあひの情報を提供します。乳児コーナー、相談コーナー、ゲームコーナー、産品物など、親子で楽しめるイベントが盛りだくさんです。開市社会福祉協議会保育部会 図231-3571



保育料一覧 (参考)平成19年度金沢市の保育料は次のとおりです。



<平成19年度>		3歳以上児 (1人につき)	3歳未満児 (1人につき)
児童区分	各月初日の保育児童の属する世帯の課税状況		
A編成	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B編成	市民税非課税世帯	2,400円	3,500円
C1編成	市民税均等割の額のみ在世帯	5,500円	9,500円
C2編成	市民税所得割課税世帯	9,400円	12,400円
D1編成	所得税の額9,000円未満の世帯	13,100円	16,200円
D2編成	所得税の額9,000円以上15,300円未満の世帯	16,600円	19,100円
D3編成	所得税の額15,300円以上45,000円未満の世帯	21,500円	23,600円
D4編成	所得税の額45,000円以上72,000円未満の世帯	23,400円	29,500円
D5編成	所得税の額72,000円以上85,500円未満の世帯	25,300円	35,100円
D6編成	所得税の額85,500円以上126,000円未満の世帯	26,100円	39,500円
D7編成	所得税の額126,000円以上180,000円未満の世帯	27,600円	42,700円
D8編成	所得税の額180,000円以上459,000円未満の世帯	27,600円	45,400円
D9編成	所得税の額459,000円以上の世帯	27,600円	46,300円

※なお、保育料は、年度によって変更されていることがあります。詳しくは、金沢市こども福祉課までお問い合わせください。

認定こども園

保育園と幼稚園のそれぞれの制度を活かしながら、保護者が働いている、いないに関わらず就学前の子どもを受け入れて、幼児教育・保育が一体的におこなわれています。育児の相談や親子の集いの場なども提供しています。

園みやこのもりこども園
 杉木町13-40 (杉木保育園、阪東幼稚園) 図221-6588

各種サービス

【延長保育】

通常時間（7時～18時）を超えてもほとんどの保育園が1時間程度の延長を実施しています。22時まで預かる園もあります。保育園一覧（P19～参照）
① 19時頃までおやつ代として100円。

② 19時以降は夕食代として300円がかかります。（標準料金）

※保育園によって若干異なりますので、ご確認ください。

【乳児保育】

産後休暇明けから受け入れてもらえます。

保育園一覧（P19～参照）



【年末保育】

年末も働いている保護者の方のために12月29日、30日の両日預かってもらえます。

実務保育園／保育園一覧（P19～参照）

※幼児保育とは別に年末保育料が必要
・3歳未満児 1,700円
・3歳以上児 1,300円

【統合保育】

自分の発達に遅れを有するとされる児童で、集団保育が適当と認められる児童を一般の児童とともに集団で預かってもらえます。
実務保育園／保育園一覧（P19～参照）

【休日保育】 日曜・祝日も出勤する保護者のために児童を預かってもらえます。

※下記の園に入所している子ども対象

園名	住所	電話番号
徳島幼稚園	小浜町8-23	221-0884
石川麻生保育園	本町1-2-16	233-1649
徳島労働組合会館	野町3-1-15	241-4030
東洋町保育園	東洋町8-22	221-6611
五反田二保育園	番付2-5-24	231-3456
双葉保育園	番付2-5-24	231-3456
みどり第二保育園	桂町38-1	286-1711

【休日一時保育】

日曜・祝日に、保護者の病気や養育、冠婚葬祭、育児リフレッシュのため、一時的に子どもの世話が困難になった場合預かってもらえます。（P28参照）

園名	住所	電話番号
中野町保育園 子育てセンター	中野町15-7	241-9837

【一時保育】

保護者が、病気や冠婚葬祭など一時的に子どもの世話ができない場合や、育児リフレッシュするためなどで預かってもらえます。（P26参照）

【24時間保育】

勤務時など、夜通し勤務している保護者を対象に子どもを預かってもらえます。1児層につき週3回以内で、17時～翌朝9時までの預かりです。日曜から金曜まで実施されています。（当日または翌日が祝日のときは除く）

※金沢市内の保育園に入所している子ども対象

中野町保育園	【特徴】 年間を通じて10名程度 （申込） 申請、登録後、1ヶ月単位で 前月までに申し込み、空きが あれば随時入所可能。 【利用料金】 泊まりの場合2,000円/日 （22:00までは300円/日） （25:00までは500円/日）
...	...

【夜間保育】

交番働いている保護者の方々のため、深夜まで預かってもらえます。

※下記の園に入所している子ども対象

野野宮西保育園	保育時間/11:00～22:00 （延長保育 9:00～11:00、 22:00～2:00） 定員/45名
五反田二保育園	保育時間/11:00～22:00 （延長保育 7:00～11:00） 定員/30名

※一般の保育園の入所申し込み時期と方法は同じ、空きがあれば随時入所可能です。別途延長保育料とは別に延長保育料などが必要です。

【病児保育】

以下の保育園に在籍している児童の病児保育をおこないます。

・ニコニコ保育園 ・光保育園 ・徳光保育園
※病院受診の病児一時保育（P27）とは別です。

【児童トワイライトステイ（夜間預かり）】

※18歳未満の子ども対象
保護者の仕事が恒常的に夜間におたり、児童の養育が困難な場合預かってもらえます。（P29参照）

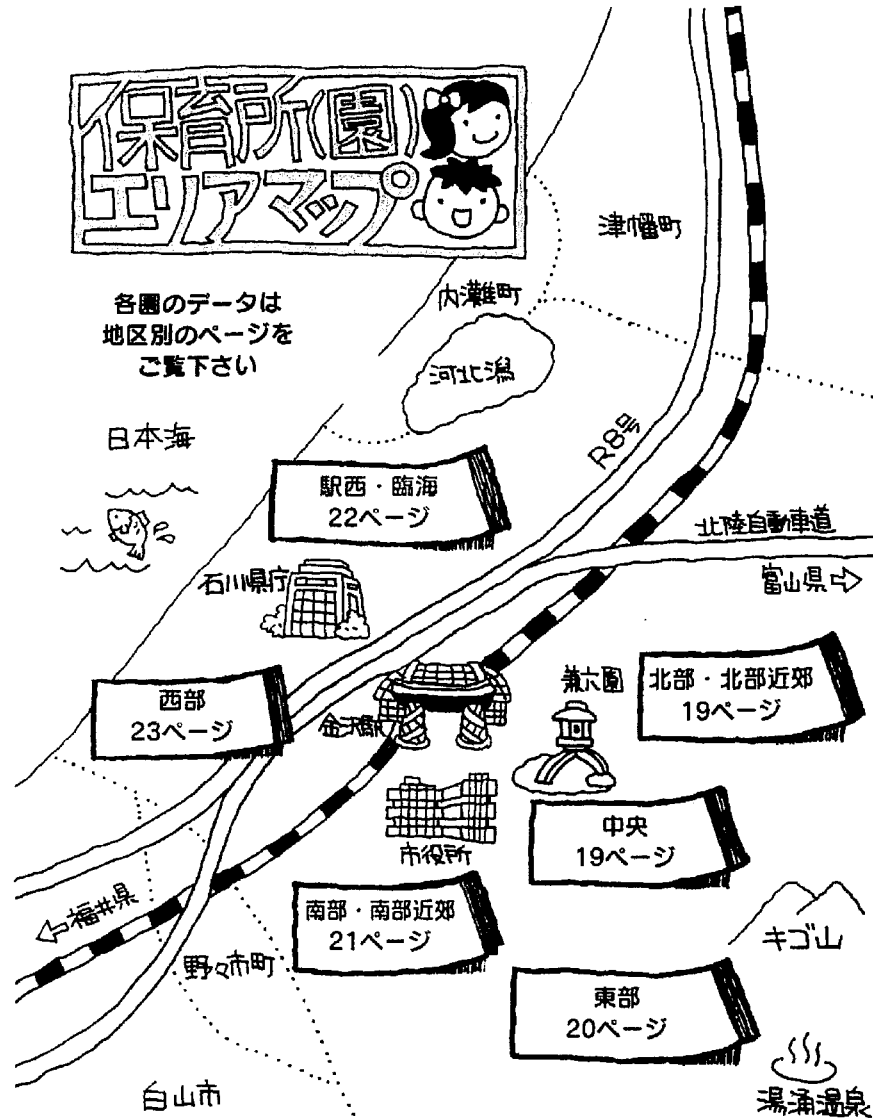
【子育て支援センター】

保育園（園）に併設され、遊び場の提供、育児相談、育児サークルへの支援、妊婦ふれあい教室などがおこなわれています。（P58参照）

【金沢子育て夢ステーション】

身近な子育ての支援拠点として市内の保育園57ヶ所が認証されています。（P4参照）





各園のデータは
地区別のページを
ご覧下さい

※ 保育園(園)は小学校区に関係なく選ぶことができます。
 ※ 記載のデータについては20年度の状況です。
 ※ 一時保育拠点……一時保育を重点的に実施する保育園です。(P26参照)
 ※ その他……子/子育て支援センター、幼/幼児相談室、休/休日保育、休一/休日一時保育
 24/24時間保育、夢/金沢子育て夢ステーション、夜/夜間保育、病/病児保育

保育園(園)一覧

<金沢市中央地区>		マップ	住所	電話番号	経営	開所時間	延長時間	定員	乳児	一時	年未	統合	小学	その他
<金沢北部・北部近郊地区>									保育	保育	保育	保育	校区	その他
石川県済生会保育園	F9-101	本町1-2-16	233-1649	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	○	○	○	○	中央	子、体
双葉保育園	F9-102	香林坊2-5-24	231-3456	社福	7:00~18:00	~22:00	90	2	○	○	○	○	中央	休
双葉第二保育園	F9-103	香林坊2-5-24	231-3456	社福	11:00~22:00	7:00~11:00	30	2	○	○	○	-	中央	夜、体
聖霊病院聖霊保育園	F10-104	長町1-5-30	263-5906	社福	7:00~18:00	~20:00	120	2	掲	○	○	○	中央	
長士解保育園	F9-105	長町3-11-17	264-1900	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	掲	○	○	○	中央	
さいび園	F9-106	長士堀1-2-9	231-5460	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	-	○	○	中央	夢
永井曹長館保育園	G11-107	帯川2-8-13	231-3429	社福	7:30~18:30	~19:00	60	2	○	○	○	○	菊川町	
福蔵町保育園	F8-108	福蔵町8-22	221-6611	社福	7:00~18:00	~19:30	80	2	○	○	○	○	明成	休、夢
まこと保育園	G9-109	尾張町2-16-86	231-5474	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	○	味嚙 蔵町	
八田保育園	H4-110	八田町東572	258-0333	市立	7:00~18:00	~19:00	106	2	○	○	○	○	森本	夢
まどか保育園	I5-111	南森本町又139	258-0758	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	○	○	○	○	森本	夢
まどか第二保育園	H5-112	弥勒町力112	257-1260	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	掲	○	○	○	森本	夢
双葉保育園	I6-113	吉原町ヨ1	258-0332	市立	7:00~18:00	~19:00	81	2	○	○	○	○	森本	夢
花園保育園	J3-114	岸川町に46	258-0158	市立	7:00~18:00	~19:00	70	2	○	○	○	○	花園	夢
宮野保育園	C2-115	宮野町ホ79	257-5404	市立	7:00~18:00	~19:00	40	2	○	○	○	○	三谷	夢
森山保育園	G8-116	元町1-7-7	252-0448	市立	7:00~18:00	~19:00	95	2	掲	○	○	○	森山町	幼、夢
たちばな保育園	G9-117	東山2-18-9	252-2662	社福	7:00~18:00	~19:00	45	2	○	○	○	○	森山町	夢
光保育園	G8-118	神宮寺1-11-15	252-9750	社福	7:00~18:00	~19:00	150	2	○	○	○	○	森山町	子、病
粟崎谷保育園	I6-119	粟田町丙86-3	258-0721	市立	7:00~18:00	~19:00	79	2	○	○	○	○	不動寺	夢
浅野保育園	F8-120	京町3-43	252-1550	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	-	○	○	○	浅野町	
かみやち保育園	H7-121	神谷内町へ29	251-1250	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	掲	○	○	○	小坂	夢
小金保育園	H7-122	小坂町ケ120-4	252-6800	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	○	小坂	夢
粟金沢保育園	G7-123	三池町145	252-7814	社福	7:00~18:00	~19:00	180	2	掲	○	○	○	小坂	夢
山王保育園	I9-124	山王町2-85	252-0135	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	○	○	○	○	夕日寺	夢
千坂保育園	H6-125	疋田町ハ302	258-1321	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	○	○	○	○	千坂	夢
馬場保育園	G9-126	東山3-29-22	252-1414	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	○	馬場	
みずほ保育園	C3-127	二俣町ハ5-1	236-1044	社福	7:00~18:00	~19:00	45	6	○	○	○	○	医王山	

一時保育

※保育園(所)のおこなう未就園児の預かりです。

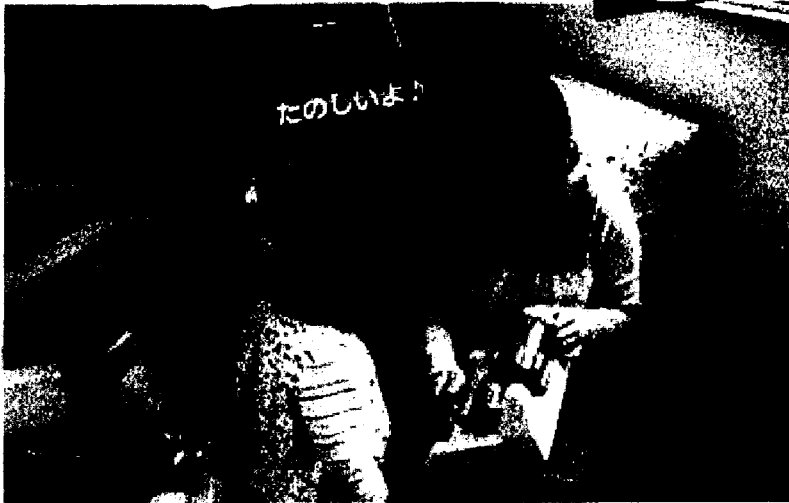
保護者が病気や冠婚葬祭など一時的に子どもの世話ができない場合や、リフレッシュをするときなどに預かってもらえます。定員や保育所の都合で当日受け入れてもらえない場合もあるので、事前に予定が決まっている場合は、早めに申し込んでおきましょう。

◎各保育所(実施している保育所は保育所一覧(P19)参照)

◎350円/日(標準)

※昼食・園食費等の場合、園食代300円、園食代100円

◎実施保育所、こども福祉課 電話220-2299



一時保育拠点保育所

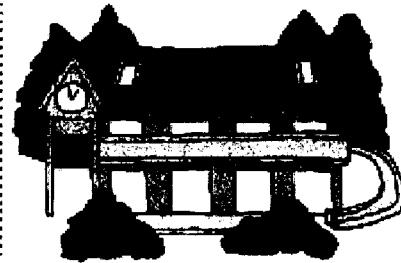
(平成19年4月現在)

金石保育所
森山保育所
三尾保育所
光が丘保育所
八日市保育所
大浦保育園
東金沢保育園
まどか第二保育園
かみやち保育園
真行寺むつみ苑保育所
みなと第二保育園

長土郷保育園
聖雲保育所
泉が丘保育園
龍聖寺保育園
安原保育園
梅光保育園
若松保育園
上野保育園
矢木保育所
材木保育園

※利用料金は一時保育と可決です。

希望する保育所に一時保育を受け入れてもらえなかった場合は、一時保育拠点保育所に問い合わせをみましょう。



病児一時保育

※病院、診療所のおこなう預りです。

子どもが病気になり、保護者が仕事などの都合で世話ができない場合に預かってもらえます。宝沢市では現在5ヶ所の病院・診療所でおこなわれていますが、定員に限りがあるので、場合によってはキャンセル待ちになることもあります。病児の一時的な保育は、民間・市民グループなどでも対応しているところもあるので相談してみましょう。



名称	甲斐通商病院 小児科診療室 (TEL:223-2980)	財生クリニック 1日ケアルーム (TEL:241-0062)	城北病院小児科 (TEL:253-0561)
----	------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------

住所	長町1-6-30	平和町3-5-2	京町20-3
電話番号	223-2980	241-0062(直線) 241-0510(FAX)	253-0561
対象	0歳~8歳(就学前)	0歳~小学生	0歳~小学生
定員	4名	4名	4名
料金	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	2,000円/日 (食事、おやつ含む)
保育時間	月~土 8:00~18:00	月~金 8:15~16:00	月~金 8:00~16:00
休養日	日、祭休日、 年末年始(12/30~1/3)、 8/15、12/25	土、日、祭休日、 年末年始(12/30~1/3)、 8/1、8/15	土、日、祭休日、 年末年始(12/30~1/3)、 8/1、8/15
●申込	●電話予約。 当日は8:00~、前日予約は 18:00まで受け付けます。(当 日が前日のみの受付)	●前日、または当日にクリ ニック外来受付時、もしくは はばっこルーム直通電話に て申し込み。	●電話予約 (8:00~18:00)

名称	片井小児科内科 こども診療室 (TEL:262-8551)	初日小児科 (TEL:231-0103)
----	-------------------------------------	-------------------------

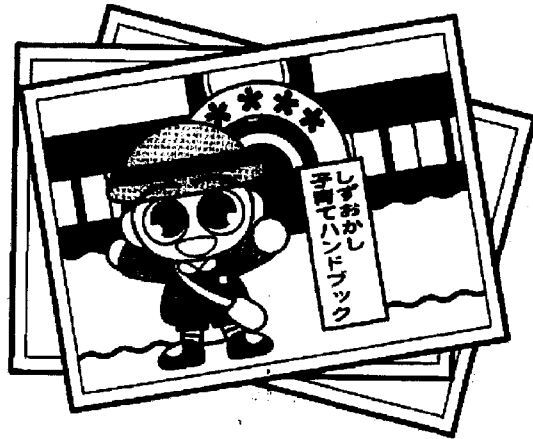
住所	荒川1-10-3	片町2-13-13
電話番号	262-8551	231-0103
対象	0歳~小学生	0歳~小学生
定員	4名	子どもの人数、状態によります
料金	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	500円/日、5000円/月 ※元金割引、一日割引あり
保育時間	月~金 9:00~17:00	月~日 8:00~18:00(夜間)
休養日	土、日、祭休日 および休養日	
●申込	●事前に片井小児科内科 診療の受付にある登録用紙を 登録。(初回のみ) ●初日18:00までに登録して、 電話で予約。当日も定員に 達するまでは受け付け可能。	●電話予約が必要で、 施設費が多いときは、受入 ができませんこともある。



市町村による情報提供の例②（静岡市）

も く じ

平成20年度 しずおかし 子育てハンドブック



子育てハンドブックはホームページでもご覧いただけます!!
<http://www.city.shizuoka.jp/deps/kosodatea/khb-index.html>

POLE POLE子育て	
子どもの育ちと子育てのポイント	1～6
赤ちゃんが泣いたときに	7～10
子どもを上手にほめる5つのポイント	10
子どもの病気・事故・けが	11～16
子どもの発達がちよっと気がかりなとき	17～19
絵本を介し、親子のふれあいを!	20
子連れでお出かけ～友だちつくるう～	
地域子育て支援センターってどんなところ?	21～22
つどい広場、子育てサークル	23
中央子育て支援センター（はっと、チャイルド）	24
子育てトークに参加してみませんか	25
児童館	26
あそび・子育ておしゃべりサロン	26
保育園・幼稚園が行う子育て相談・園庭開放	26
保健福祉センターに行ってみよう	27～29
子どもを預けるとき	
保育施設の種類の	30
保育園一覧	31～34
幼稚園一覧	35～40
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育室）	40
ファミリー・サポート・センターってどんなところ?	41
『生き生き子育て緊急サポート』ってなに?	42
幼稚園と保育園の一日	43～44
楽しいよ 放課後児童クラブ	45～46
知っておきたい…手当と助成制度	
児童手当	47
子ども医療費助成制度	48
幼稚園就園奨励費補助	49～50
児童扶養手当	51
交通遺児等福祉手当、母子家庭等医療費助成制度	52
母子寡婦福祉資金貸付制度	52
日常生活支援、ひとり親家庭生活支援	53
子育て短期支援事業（シユートステイ）	54
子育て支援ヘルパー派遣事業	54
子育て優待カード事業	55
こんなときの相談は	56～58
かかりつけ医を見つけよう	59～60
認可外保育施設一覧	68

子連れでお出かけ～友だちつくり～

地域子育て支援センターってどんなところ？

市内14の保育園に設置されている「地域子育て支援センター」では、お子さん連れで遊びながら、情報交換や仲間づくりをすることができるほか、子育ての不安や悩みについての相談にのってもらうこともできます。また、育児講座や保育園の季節の行事への招待などもあります。お近くのセンターをお気軽にご利用ください。

子育て支援センター 北安東

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月、水、金曜日 10時～11時30分

〒区北安東四丁目29-24 北安東保育園内 ☎246-1180

子育て支援センター 小百合

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～14時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～14時

〒区上伝馬18-26 小百合キンダーハム内 ☎250-8101

子育て支援センター しずはら

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時～15時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 9時～15時

〒区徳沢109 磯原保育園内 ☎294-0600

子育て支援センター 城東

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 10時～16時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時

〒区城東24-1 城東保健福祉センター2階 ☎249-3188

子育て支援センター 服織第二

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月、火、木曜日 10時～11時30分

〒区北馬77-1 服織第二保育園内 ☎278-2256

子育て支援センター 東豊田

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 10時～15時

〒河区国吉田六丁目7-29 東豊田保育園内 ☎261-6455

子どもを預けるとき

お子さんが小学生に入学するまでの間利用できる保育施設や制度には、次のようなものがあります。できるだけ見学をして、預かる時間、保育の内容、利用料や設備等を事前に十分に確認してから利用してください。

★保育施設の種類の

内容	電話番号
<p>○保護者・同居の家族のお仕事や病気などの事情があるご家庭から、日中お子さんをお預かりするとともに、心身の健全な発達を図ります。 〈保育料〉各家庭の前年度の所得により決まります。 〈対象児童の年齢・保育時間〉園により異なります。(P31-34参照)</p>	区役所の保育児童課 または保育園へ (P31-34参照)
<p>○幼児が年齢に応じた楽しい遊びを通じて、総合的な学習をする教育施設です。 〈保育料・児童の年齢・就園時間〉園により異なります。(P35-40参照)</p>	幼稚園へ (P35-40参照)
<p>○保護者の希望に応じて保育をする施設です。保育園・幼稚園では預からない夜間や休日の保育を実施する施設もあります。 〈保育料・対象児童の年齢・保育時間〉施設により異なります。</p>	認可外保育施設へ (P68参照)
<p>○保育園に通っていないお子さんを、下記のような事情があるときに、一時お預かりします。 ①保護者の週に2～3日程程度の就労等 ②保護者の病気・出産・冠婚葬祭等 ③保護者の育児疲れの解消等 〈1日の利用料〉園に直接問い合わせてください 〈保育時間〉(概ね平日の8:30～16:30) 園に直接問い合わせてください</p>	保育園へ (P31-34参照)

★保育園

詳しいことは、福祉事務所保育児童課または各保育園までお問い合わせください。
 (葵区☎221-1095、駿河区☎287-8675、清水区☎354-2358)

公立保育園一覧表(葵区・駿河区)

園名	所在地	電話	対象年齢	開所時間	定員	一時
1 新 富 町	葵区 新富町三丁目21-2	252-2746	産休明け~就学前	7:00~19:00	120	◎
2 城 東	葵区 城東町34-11	245-5067	4歳~就学前	7:00~19:00	130	◎
3 長 沼	葵区 長沼二丁目18-3	261-1241	産休明け~就学前	7:00~19:00	140	◎
4 上 土	葵区 古土四丁目2-11	261-6044	産休明け~就学前	7:30~18:00	150	○
5 田 町	葵区 田町一丁目79	252-6374	産休明け~就学前	7:00~19:00	100	○
6 辰 蔵	葵区 山崎一丁目17-1	278-9721	産休明け~就学前	7:30~18:00	120	◎
7 中 塚 科	葵区 大塚237	279-0002	産休明け~就学前	7:30~18:00	70	○
8 安 倍 口	葵区 安倍町四丁目3-1	296-0345	産休明け~就学前	7:30~18:00	60	◎
9 瀬 名 川	葵区 瀬名川一丁目21-40	262-5940	産休明け~就学前	7:00~19:00	160	○
10 服 織 第二	葵区 羽島172-1	278-2217	産休明け~就学前	7:00~19:00	130	○
11 安 東 橋	葵区 安東二丁目11-17	245-8227	3歳~就学前	7:00~19:00	60	○
12 八 幡	駿河区 八幡二丁目15-20	285-4049	産休明け~就学前	7:00~19:00	120	○
13 用 宗	駿河区 用宗五丁目18-7	259-2702	産休明け~就学前	7:30~18:00	90	◎
14 東 豊 田	駿河区 東吉田六丁目7-23	261-6320	産休明け~就学前	7:00~19:00	145	○
15 小 黒	駿河区 小黒一丁目7-6	285-3718	産休明け~就学前	7:30~18:00	90	○
16 登 呂	駿河区 登呂三丁目19-1	285-8592	産休明け~就学前	7:00~19:00	155	◎
17 丸 子	駿河区 丸子二丁目18-32	259-9810	産休明け~就学前	7:00~19:00	130	○
18 中 田	駿河区 馬淵四丁目2-29	282-7905	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
19 中 村 町	駿河区 中村町94	281-9832	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
20 下 川 原	駿河区 下川原六丁目9-26	258-5998	産休明け~就学前	7:00~19:00	180	◎
21 富士見台	駿河区 富士見二丁目11-44	282-6188	産休明け~就学前	7:00~19:00	160	○
22 東 新 田	駿河区 東新田四丁目1-40	257-0256	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
23 広 野	駿河区 広野六丁目11-1	259-5195	産休明け~就学前	7:00~19:00	120	◎
24 高 松	駿河区 高松二丁目7-14	237-6740	産休明け~就学前	7:30~18:00	140	◎

★開所時間や定員は変更する場合があります。

★一時保育は安東保育園を除く全園で実施しています。「◎」の園は受け入れ人数の多い園です。(P34参照)

山間地保育園

園名	所在地	電話	対象年齢	開所時間	定員
1 大 河 内	葵区 平野58	293-2332	3歳~就学前	8:00~17:00	30
2 柳ヶ島	葵区 柳ヶ島544-4	269-2004	3歳~就学前	8:00~17:00	30
3 大 川	葵区 坂ノ上1239-4	291-2123	3歳~就学前	8:00~17:00	30

認可外保育施設一覧表

平成19年4月1日現在

葵区・駿河区

施設名	所在地	電話
〈一般〉		
私立ひばり幼児園	葵区上土2-14-40	261-7541
ともえ保育園	葵区上土1-17-95	261-3028
おおぞらキンダーガーデン	葵区北226-1	246-2213
保育所ちびっこランドかわい園	葵区上土2-17-5	208-0881
葵保育園	駿河区有東2-2-22	283-0828
リカセミナー・マイスクール	駿河区下川原2-34	256-2170
保育所ちびっこランド静岡いしだ園	駿河区石田3-18-52	288-7063
保育所ちびっこランド安徳川駅前園	駿河区みずほ4-8-4	258-6195
〈ベビーホテル〉		
たんぽぽハウス	葵区七間町5-1 303	271-9298
ひよこランド	葵区昭和町8-2 2階	274-0332
静岡市静岡中央子育て支援センター	葵区泉原町2-1-1 3階	254-2287
みんなよいこ	葵区川辺町2-3-8	270-7207
ここは保育サービスセンター	葵区川辺町2-4-13 2階	205-5200
リズムキッズランド	葵区馬場町117-1 2階	254-2687
マザーグース	葵区泉原町2-1-9	221-7388
託児園はるはる	駿河区曲金2-4-3	288-2666
東海ホームヘルパー	駿河区八幡4-6-19	285-5070
保育ルーム ゼリービーンズ	駿河区馬淵3-7-14 E号室	285-1027
〈幼児教育〉		
MEKイングリッシュ・プリスクール	葵区北1715-1	247-8826
(有)松浦学園 子供の家	葵区双葉町3-15	252-0687

清水区

施設名	所在地	電話
〈一般〉		
ビッポ保育園	清水区江尻台町27-24	363-1027
つくしんぼ幼児園	清水区大坪2-14-4	346-4675
南清籠愛児園	清水区遠分1-2-23	366-1676
たんぽぽ共同保育園	清水区山原48	366-6842
〈ベビーホテル〉		
静岡市清水中央子育て支援センター	清水区島崎町149-91 清水テルサ1階	355-3311
アイアイチルドレン	清水区奥津東町1234	369-6111

※この名簿には、児童福祉法による設置の届出が完了している施設を掲載しています。

よい保育施設の選び方 十か条

- | | |
|---------------|------------------|
| 一 まずは情報収集を | 六 保育する人の様子を見て |
| 二 事前に見学を | 七 施設の様子を見て |
| 三 見ただけで決めないで | 八 保育の方針を聞いて |
| 四 部屋の中まで入って見て | 九 預けはじめてからもチェックを |
| 五 子どもたちの様子を見て | 十 不満や疑問は率直に |

「よい保育施設の選び方十か条(平成12年12月厚生省)」より

他の社会保障制度における情報提供制度の例①（医療）

医療機能情報の提供制度の創設

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設（薬局についても同様の仕組みを創設）

改正前制度

【患者が医療情報を得る手段】

- 医療機関の行う広告
- インターネット等による広報
- ※ 医療機関側による任意の情報
- 利用者に対する医療機関内の院内掲示

等

【見直しの視点】

- 必要な情報は一律に提供
- 情報を集約化
- 客観的な情報をわかりやすく提供
- 相談・助言機能の充実

現行制度

医療機関

医療機関の管理者に対し、医療機能に関する一定の情報について、報告を義務化

都道府県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談、助言

住民

- 「一定の情報」は医療機関でも閲覧可能
- 正確かつ適切な情報の積極的な提供を行うよう努める責務
- 患者等からの相談に適切に応ずるよう努める責務

【「一定の情報」の例】 ※具体的な範囲は、厚生労働省医政局内に常設する検討会で検討

- 管理・運営・サービス等に関する事項（診療科目、診療日、診療時間、病床数、外国語対応 等）
- 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医〔※広告可能なものに限る〕、保有する設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等）
- 医療の実績、結果に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数 等）

※死亡率など治療結果情報のアウトカム指標については、今後、データの適切な開示方法等、客観的な評価が可能となったものから順次追加予定

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1.管理・運営・サービス等に関する事項		注記
(1)基本情報		
1	病院の名称	※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2	病院の開設者	
3	病院の管理者	
4	病院の所在地	※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5	案内用電話番号及びファクシミリ番号	
6	診療科目	※医療法施行令第3条の2に基づく診療科目名
7	診療日(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
8	診療時間(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
9	病床種別及び届出・許可病床数	
(2)病院へのアクセス		
10	病院までの主な利用交通手段	※表記方法は都道府県の任意
11	病院の駐車場	有無
		駐車台数
		有料・無料の別
12	案内用ホームページアドレス	
13	案内用電子メールアドレス	
14	外来受付時間(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
15	予約診療の有無	※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16	時間外対応	※別表
17	面会の日及び時間帯	
(3)院内サービス等		
18	院内処方の有無	
19	対応することができる外国語の種類	※表記方法は都道府県の任意
20	障害者に対するサービス内容	※別表
21	車椅子利用者に対するサービス内容	※別表
22	受動喫煙を防止するための措置	※別表
23	医療に関する相談に対する体制の状況	医療に関する相談窓口の設置の有無
		相談員の人数
24	病院内の売店又は食堂の有無	
25	入院食の提供方法	